

青梅市こどもまんなか応援基金条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会の実現を目指す「こどもがまんなかのまちづくり」に寄与する事業に必要な資金に充てるため、青梅市こどもまんなか応援基金を設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市こどもまんなか応援基金条例

(設置)

第1条 全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会の実現を目指す「こどもがまんなかのまちづくり」に寄与する事業に必要な資金に充てるため、青梅市こどもまんなか応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業に必要な資金に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 青梅市長（以下「市長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。